

最高裁秘書第405号

令和7年2月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年12月9日付け（同月13日受付、第060357号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年度調停運営協議会協議問題及び協議結果要旨（家事関係）
- (2) 令和2年度の調停運営協議会の協議結果要旨（高裁から送付された文書を含む。）
- (3) 令和3年度の調停運営協議会の協議結果要旨（高裁から送付された文書を含む。）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、廃棄済みである。

- (2) 1の(2)及び(3)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）